Osaka city Education Network 事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における教育力の向上を図るため、本市及び市立学校園（以下「学校園」という。）と本市の教育方針に沿った協力を行おうとする者（以下「登録者」という。）とによるネットワークを構築し運用する、Osaka city Education Network 事業（以下「OEN」という。）の実施に必要な事項を定める 。

（取組内容）

第2条 OEN は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる取組を行う。

(1) 本市教職員の研修及び研究の支援

(2) 学校園の園児・児童・生徒又はその保護者を対象とする出前授業や施設見学等の実施

（登録手続き等）

第3条 OEN への登録を希望する者は、本市ホームページの専用フォームに登録申請情報を入力するか、又は OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を本市へ提出するものとし、登録内容の変更については OEN 検索ページの専用フォームに変更内容を入力するか、又は OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を本市へ提出するものとする。

2 本市は、前項による登録申請情報若しくは変更内容の入力又は申請書を提出した者が、次の各号に掲げる要件に適合するときは、申請を承諾し、登録者として登録又は変更内容を承諾したことを通知し、次の各号に掲げる要件に適合しないときは、申請を承諾しないことを通知する。

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 法人、国の機関又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第1条に規定する大学の教員その他これらに準ずると本市が認める者であること。ただし、次に該当するものを除く。

(ｱ) 宗教活動を目的とした団体

(ｲ) 政治活動を目的とした団体

イ 登録内容が第1条に掲げる目的達成に資すると認められること。

ウ 取組の実施に係る講師謝礼については、本市の講師に係る謝礼金の取扱基準の範囲内であること。

エ 講師謝礼以外の費用については、実費相当と認められる範囲内であること。

(2) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

ア 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの

ウ 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続き中のもの

エ 国税又は地方税の未納があるもの

オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けているもの

カ 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの

キ 政治活動を助長するおそれのあるもの

ク 宗教活動を助長するおそれのあるもの

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員であるもの

コ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であるもの

サ 次に掲げる業種のいずれかに該当するもの

(ｱ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を営むもの

(ｲ) たばこの製造又は販売を営むもの

(ｳ) ギャンブルに関する業種を営むもの（宝くじに係るものを除く）

シ その他、本市が適当でないと認めるもの

3 本市は、第 1 項による申込内容を確認するために必要となる書類の提出を求めることができる。

（登録者情報の公表）

第4条 本市は、登録者の名称及び協力内容を学校園及び登録者が閲覧及び検索することができるようにするため、OEN 検索ページを運用するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するときは、OEN 検索ページへの登録者情報の公表は行わない。

（1）登録者が OEN 検索ページへの公表を希望しないとき

（2）登録者が第 8 条の規定に掲げる取組の中断の措置を受けたとき

（学校園と登録者との調整等）

第5条 第 2 条の取組（以下、「本取組」という。）を実施するため、総合教育センターに学校園と登録者の調整を行う OEN コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を配置する。

2 学校園及び登録者が、本取組を実施しようとするときは、コーディネーターに連絡するものとする。

3 学校園及び登録者は、本取組を実施しようとするにあたり、コーディネーターに相談することができる。

4 コーディネーターは、前項の相談を受けたときは、本取組の実施につながるよう調整するものとする。

（実施後の報告）

第6条 学校園は、本取組の実施が完了したときは、OEN 検索ページの専用フォームに実施報告への入力、又は OEN 実施報告書（様式第2号）により速やかに報告するものとする。

（登録の取消し）

第7条 本市は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が、OEN 検索ページの専用フォームに登録削除申請を入力、又は本市にOEN登録削除申請書（様式第3号）を提出したとき

(2) 登録者が廃業、廃止又は解散したとき

(3) 登録者が第3条第 2 項第 2 号各号に掲げる要件（以下「不適格事由」という。）のいずれかに該当することが明らかとなり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき

(4) 登録者が本取組の実施にあたり、自己の利益のためにのみ活動し、第 1 条の目的の達成につながらないと本市が判断したとき

(5) 登録者が第10条又は第11条の規定に反したことが明らかになり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき

(6) その他、登録が適当でないと本市が判断したとき

2 前項により登録を取り消したときは、OEN 登録削除通知書（様式第4号）により登録者に通知する。

（取組の中断）

第8条 本市は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するものの、当該事項が解消又は是正される見込みが

あると判断するときは、当該登録者と登録している状態を維持しつつも、本取組を実施しない措置を講ずるものとする。

（1） 登録者が不適格事由のいずれかに該当することが明らかとなったとき

（2） 登録者が本取組の実施にあたり自己の利益のためにのみ活動し、第 1 条の目的の達成につながっていないと本市が判断したとき

（3） 登録者が第 10 条又は第11条の規定に反したことが明らかとなったとき

2 前項に規定する措置を講じた場合において、当該登録者が前項各号に該当しなくなった旨を書面により本市に報告し、本市が、当該登録者が前項各号に該当していないことを確認したときは、本取組の実施を再開することができる。

（実施に係る費用）

第9条 本市は、本取組の実施及び第 3 条第 1 項に掲げる登録手続きの実施にあたり、登録者に費用の負担を求めないものとする。

2 登録者は、本取組の実施にあたり必要となる経費については、第 3 条第 1 項の申請の際に記載された登録内容を除き、本市及び学校園に費用の負担を求めないものとする。

（活動内容の第三者への公表）

第10条 登録者及び学校園は、本取組の活動内容を第三者に公表しようとするときは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下、「保護法」という。）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）（以下、「保護条例」という。）を遵守するとともに、公表しようとする内容を双方が了承した後でなければ公表してはならない。

（秘密の保持）

第11条 登録者は、本取組の実施にあたり保護法及び保護条例を遵守し、活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、第7条の取消しを受けた場合においても同様とする。

2 登録者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に第２条第３号から第５号までに掲げる取組として登録された取組については、なお従前の例による。

（様式 第1号）
令和　年　月　日

（提出先）
大阪市教育委員会教育長

Osaka city Education Network（OEN）登録兼変更申請書

Osaka city Education Network 事業実施要綱第3条に基づき、[登 録 ・ 登録変更]申請をします。

登録者名称		登録者HP	
担当部署（※1）	部署名	担当部署所在地	
	担当者氏名	電話番号	メール

（※1）担当部署情報は学校園には公開しません。その他の情報で公開を希望しない項目があれば、特記事項欄に具体的に記載してください。

OENの目的を達成するため、次の取組を実施することができます。

テーマ			カテゴリ	
取組内容（※2）				
	（検索キーワード）			
費用	□ 無償　□ 有償　内訳：			
対象学年等	□ 幼稚園（　　）□ 小学校（　　）□ 中学校（　　）□ 保護者			
実施条件	実施時期	年間実施数	同時実施可能クラス数（人数）	実施可能区域
	所要時間	実施場所・使用教室等	使用機材	その他
事前打合せ	□ 不要　□ 必要　（実施希望時期の　　前までに　　で実施が必要）			
特記事項				

（※2）取組内容を紹介するホームページがあればURLを記載してください。また、別紙に記載いただく場合は、「別紙のとおり」と記載してください。

登録者確認欄	□　Osaka city Education Network 事業実施要綱を遵守します。
	□　裏面の注意事項を確認しました。（OEN検索ページに画像の掲載を希望される場合）
	□　登録しても実施に至らない場合があります。

本市使用欄（関連する単元等）

OEN検索ページへの画像掲載に関する注意事項

OEN検索ページの「一覧画面」に1点、「各取組内容」に2点まで画像を掲載することができます。掲載を希望する場合は、登録申請を行う際に画像データを添付してください。掲載できる画像データの条件等は次のとおりです。

掲載いただける画像の条件

- 取組内容をイメージできる画像であって、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、一覧画面については、企業や大学等のロゴでも可とします。
  - 画像サイズ　横300px以上×縦200px以上
  - 画像の縦横比　横3:縦2
  - ファイル形式　jpg（jpeg）もしくはpng
  - ファイルサイズ　10MB以下
- 著作権等の知的財産権の処理が必要ないものを使用するか、必要な許諾手続が済んだものを使用してください。
- 第三者の肖像権や名誉・プライバシーその他の権利を侵害することのないように注意してください。
- OEN検索ページへの画像掲載に際して起こった事故、その他一切のトラブル（掲載画像に関して知的財産権を有する者からの損害賠償請求等の法的請求を含む）については登録者の責任と負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

掲載イメージは、OEN検索ページのサンプルページ（https://oen.viewer.kintoneapp.com/public/sample）をご確認ください。

（様式第２号）

年　月　日

（提出先）

大阪市教育委員会教育長

学 校 園 名

学校園長氏名

担当者氏名

電 話 番 号

メールアドレス

Osaka city Education Network （OEN）実施報告書

Osaka city Education Network 事業実施要綱第６条の規定により、次のとおり報告します。

連携相手	
実施テーマ	
実施日	
実施場所	
実施学年・参加者数	
取組内容（※） （150 字程度）	
取組の感想 （150 字程度）	

※出前授業や施設見学など第２条第２号の取組を実施した際は、取組の様子がわかる写真３点までを添付してください（写真添付は任意）。報告いただいた内容は、取組内容を共有する観点から、写真を含め本市ホームページに掲載する場合がありますので、第三者の肖像権や名誉・プライバシーその他の権利を侵害することのないように注意してください。

（様式第3号）

年　月　日

（提出先）

大阪市教育委員会教育長

名　　称

代表者氏名

Osaka city Education Network（OEN）登録削除申請書

Osaka city Education Network 事業実施要綱第7条第１項の規定により、次のとおり申請します。

登録者名	
削除希望年月日	
削除希望理由	

（様式第4号）

年　月　日

様

大阪市教育委員会教育長

Osaka city Education Network（OEN）登録削除通知書

Osaka city Education Network 事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

登録者名	
登録削除年月日	
登録削除理由	Osaka city Education Network 事業実施要綱第7条第1項第　号に該当するため

担　　当　〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町 4-88
みらい教育共創館 8 階
電 話 番 号　06-6718-7444
ＦＡＸ 番 号　06-6771-1650
メールアドレス　　@city.osaka.lg.jp